

J.フロント健康保険組合公告

8 公 告 第 6 号
令和8年3月23日
J.フロント健康保険組合
理事長 梅林 憲

組合規約の一部変更について

令和8年3月1日付で認可があったので、組合規約を一部変更し、
健康保険法施行令第3条の2の規定により公告する。

新	旧
第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。 名 称 所在地 J. フロントリテイリング株式会社 東京都港区 (略) 株式会社パルコデジタルマーケティング 東京都渋谷区 株式会社 J. フロントプライムスペース 東京都港区	第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。 名 称 所在地 J. フロントリテイリング株式会社 東京都港区 (略) 株式会社パルコデジタルマーケティング 東京都渋谷区

以 上